

第七十五号 二〇二二年八月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(〇七五 二四一 一二四四)



千葉総会のﾌﾟﾚ集会 を開催！

事務局 吉田雄大

2022年7月2日午後、全国生活保護裁判連絡会第28回総会交流会の「ﾌﾟﾚ集会」が、千葉県弁護士会館とZOO Mミーティングの併用（いわゆる「ハイブリッド」方式）で開催されました。

基調講演として大澤優真さん（つくろい東京ファンド・北関東医療相談会）から、「外国人をめぐる生活保護の現状と歴史」との題でお話をいただきました。コロナ禍で困窮する外国人が続出してきているものの生活保護の対象とならず困難な状況に陥っている現状や、外国人に対する生活保護の適用に関する国の方針の変遷など、極めて充実した「報告でした。1990年の奇怪な「口頭指示」は実務へ大きな悪影響を及ぼしていること、とりわけ医療分野等における早急な法整備が必要と思われること、移民国家該当性を否定する建前は限界にきており在留資格至上主義ともいえる運用からも脱却しなければならぬこと等、説得的な論旨展開に膝を打つ思いでした。

続いて及川智志弁護士が2つの生活保護裁判、一つ目は現在係争中の人工透析を必要とする外国人の生存権訴訟、二つ目は更生緊急保護中の生活扶助費支

給を打ち切った処分が違法とされた市川市事件について報告されました。2014年最高裁判決を乗り越える必要があり容易ならざる裁判ではあるものの、外国人への生活保護適用の有無は命の問題であるとして議論の深化や支援の広がりにより日々奮闘していること、市川市事件では更生緊急保護と生活保護との併給をきちんと調整する規律を整備することが必要であることなどが報告されました。

最後に、「福祉と司法の千葉県連絡協議会」メンバーの浅野慎治さん（千葉県医療ソーシャルワーカー協会会長）、沢茂さん（千葉県社会福祉士会前会長）から、千葉県内の生活保護のしおりに関する調査結果及び提言の報告がありました。同連絡会は2017年9月、当時千葉県弁護士会会長だった及川弁護士呼びかけによって五団体が集まり発足し、県内での福祉と司法の連携や情報発信のため活発な活動を続けておられます。2018年春のキックオフイベント以来継続的に企画を実施する中で一つのソーシャルアクションとして、県内のしおり調査を実施しました。結果概要を記者会見で報告し各市町村へは個別通知を行う工夫をし、いくつかの市町村からの前向きな反響や連絡会構成団体への波及効果もあったとのことでした。

オンライン・会場参加合わせ50名程

度のご参加をいただき、充実したﾌﾟﾚ集会になったと思います。総会・交流会の本番は、2022年10月30日（日）午前10時から、千葉県弁護士会館にて開催いたします。ふるってご参加ください。



各地の闘いの報告

大阪弁護士会シンポジウム「今こそ、生活保護をあたりまえの権利に」のご報告

青木克也（大阪訴訟弁護士）

2022年4月9日、大阪弁護士会館2階ホールにて、標記のシンポジウムを開催しました。

2020年から続くコロナ禍において、生活保護の社会的需要は従前にも増して大きなものとなっていますが、そのような中、関西を含むいくつもの自治体で、生活保護制度の逸脱的な運用が相次いで明るみに出ています。

本シンポジウムの前半では、吉永純・花園大学社会福祉学部教授に基調講演をいただいた後、それらの事例のうち特に象徴的なものとして、大阪府八尾市、京都府亀岡市、奈良県生駒市でそれぞれ起こった事件につき、支援団体や弁護士から報告がなされました。

八尾市では、2020年2月、生活保

護を利用していた57歳の女性と、同居していた24歳の長男の2人が、餓死同然の遺体で発見されるといふ衝撃的な事件が起きました。市民団体、市議会議員、研究者、弁護士らが「八尾母子餓死事件調査団」を結成し、マスコミ報道を受けた調査や八尾市に対する公開質問状の提出を行うと、2人世帯であるにもかかわらず1人分の保護費しか支給されていたこと、目的外に使用された転居費用の返還を月2万円もさせていたこと、女性が保護費を受け取りに来なかったにもかかわらず十分な安否確認をしないまま「失踪」を理由に保護を廃止したことなど、八尾市の異常な対応が次々と明らかになりました。

このような悲劇が起こった背景には、八尾市の生活福祉課で組織的なケース検討を行わない運用が常態化していたこと、ケースワーカーや専門資格保有者の人員不足が他の自治体に比べても顕著であったことなどがあり、調査団として改善を求め続けています。

亀岡市では、2019年から、生活保護利用者の実態を無視した就労強要、自動車保有拒否、利用者や申請者に対する暴言や日常生活監視などが多発していた上、2020年には市会議員や生健会役員の申請同行を拒否するというきわめて異例の対応がありました。

また、2021年5月に吉永教授が亀岡市の生活保護行政の統計分析を行うと、過去5年間で相談数、申請数、保護開始数、被保護世帯・人員数のすべてが減少し、特に母子世帯の減少率は61%と、全国平均（23%）よりも著しく大きな数値となっており、行政により生活保護の利用が看過できないほどに妨げ

ﾌﾟﾚ集会も大成功！

2022年全国生活保護裁判連絡会総会は千葉で開催！

全国生活保護裁判連絡会の第28回総会・交流会は、2022年10月30日（日）10:00 から千葉市中央区の千葉県弁護士会館にて開催予定です。みなさまご予約下さい！

られている実態が見えてきました。

こうした状況を受けて、市民団体、研究者、弁護士らが「亀岡市生活保護行政調査団」を結成し、12名の生活保護利用者から聴取りを行うなど、詳細な実態把握に努めました。そして、それによって明らかになった具体的事例を踏まえ、亀岡市に対して改善要求を行った結果

ことを明言し、「利用者が違法や不適切な対応をされたと感じられた部分はある」と認め、生活保護をめぐる調査団との継続的交渉を約束するなど、一定の反省と改善に向けた意志を示しました。

生駒市では、2016年1月から生活保護を利用していた50代の単身女性が、2020年12月に保護を廃止されるも却下、同年7月に再び行った保護申請も却下されるといことがありました。

生駒市が保護の廃止や申請の却下をした理由は、同市内に住む女性の母が、女性を引き取って扶養するとの意思を示した、というものでした。しかし、女性の母は年金暮らしである上、認知症で夫が亡くなったことも認識できておらず、到底女性を扶養できるような状況ではありませんでした。

女性は弁護士を代理人として却下処分の審査請求を行うとともに、裁判所にも却下処分の取消しと保護開始の義務付けを求める訴訟及び仮処分を起しました。すると、生駒市は、女性や母の生活状況に変化はないにもかかわらず、「今申請をすれば保護を開始する」と態度を一転させ、2021年11月に女性が保護申請をすると、その日付で保護

開始決定を出しました。

なお、その後に女性の審査請求は大阪府により認容され、生駒市の対応の違法性が認められています。

本シンポジウムの後半では、利用しやすい生活保護行政を実践している自治体からの報告として、神奈川県小田原市、新潟県南魚沼市で生活保護行政に携わっている(いた)職員の方々に報告をいただきました。

小田原市ではかつて、福祉事務所の職員が「保護なめんな」などと書かれたジャンパーを着用して利用者宅を訪問していたことが明らかになり、強い批判を浴びました。それを受けて、当時の市長が積極的な改革に乗り出し、外部の有識者や当事者をも構成員とする検証委員会の意見を傾聴し、問題点の分析と解消に努めました。その結果、同市における生活保護の運用や担当職員の意識は大きく改善され、他の自治体の手本といえるほどになりました。

南魚沼市では、「生活保護の申請は国民の権利です」と大きく書いたポスター(市長の署名入り)を作成・掲示しており、生活保護の利用を積極的に呼びかけています。職員の間でも、保護申請から決定通知まで2週間という原則的な処理期間の遵守を徹底しようという意識が共有されており、自発的な勉強会も重ねられています。

本シンポジウムには、会場参加とオンライン参加を合計して約170名の方のご参加がありました。しかるべき生活保護行政のあり方や、運用改善につなげる運動のあり方などについて、多くの人が考えを深める良い機会になったものと思います。



生駒市の生活保護行政をよくする会・学習会の「報告」

ソーシャルワーカー 赤山泰子

2021年の「よくする会」結成後、生駒市への申し入れ・懇談・審査請求・提訴に取り組んできました。この間勝ち取った審査請求の認容判決は2件とも精神障がいを持つ方のケースでした。そこで、PSW(精神科ソーシャルワーカー)の方々から事例提供を受け、生駒市に限らず県下で生活保護が適切に運用されているのか検討し課題共有するため、4月23日に奈良県PSW協会の協力を得て、オンライン形式で学習交流会を開催しました。

生駒市民、生活と健康を守る会、PSW、社会福祉士、精神科医など40名の参加がありました。

〈審査請求について報告〉

まず、水丸貴美子弁護士から生駒市生活保護申請却下事件の報告がありました。認知症の母親が引き取り扶養する意向を示した、として繰り返し生活保護申請を却下した事件です。ご本人の支援をされていた社会福祉士は、自分たちだけでは役所に要望する以上のことができなかつた、という時点で弁護士につないだらいいのかわかると話しました。

次に、西村香苗弁護士から大和郡山市

生活保護失踪廃止事件について報告、支援者のPSWは、奈良県が認めた精神科病院からの退院を、福祉事務所が退院後わずか3時間で失踪扱いして生活保護を廃止した不当性を世に問いたかつたと話しました。

〈PSW協会からの報告〉

続いて、PSWが対応した奈良県内の不適切事例について報告がありました。その中で障害者加算の扱いについての議論がありました。障がい者加算の認定について、身体障がい者手帳は年金証書と同等の扱いで障害者加算の認定がされますが、精神障がいは、精神保健福祉手帳よりも障害年金等級での障害認定が優先されます。例えば障害年金が3級で認定されれば、精神保健福祉手帳が2級であっても障害者加算が認定されません。同じ障害者に関わる手帳なのに、身体と精神では扱いが異なる、差別といえるのではないかとの意見が出ていました。

〈福祉事務所からのお知らせ文書について〉

大和高田と橿原の生活保護利用者に配布された文書についての報告がありました。「自動車の保有・使用をしてはいけない、パチンコ・ギャンブル・酒たばこを控えること、生活保護費は税金なのでそのような生活態度を認めることができない」など記載されています。この文書で、福祉事務所が生活保護利用者をどういうまなざしで見ているのか、全て問題がある人だと考えていることが分かる、人の生活を保障する窓口の対応として適切なのか、と話されました。

〈尾藤弁護士まとめ〉

その後、質疑応答・交流を経て、尾藤

廣喜弁護士から、「今回明らかになった課題は主に2つです。一つは、現場で対応できなかったケースについて、支援者と弁護士が連携しフォローする体制を奈良県でどのように確立していくのか。」

「二つ目は、不適切な生活保護のしおり・お知らせ文書が奈良県下で使われており、それをどう是正させていくかです」とまとめのご挨拶をいただきました。

〈今後の取り組みを〉

今日をきっかけにいろんな方とつながれたことに感謝し、引き続き連携をもつて具体的な問題の解決に当たっていきけるよう取り組んでいきたいと思えます。生駒市の事例をきっかけにできた「よくする会」の活動が奈良県下に広がってきています。このまま広がり取組みを継続できるのか頑張りどころです、みなさん、引き続き支えてください、どうぞよろしく願います。

